

医療救護所における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症については、マスクや消毒液、体温計などを活用するほか、3つの密（密閉・密集・密接）を避けることが重要である。医療救護所においても、下記のとおり感染症対策を講じる。

記

1 物品について

感染症対策用として、各医療救護所に、以下の物品を格納している。

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) 不織布マスク | 100 枚 |
| (2) 布マスク | 100 枚 |
| (3) ポンチョ | 100 着 |
| (4) フェイスシールド | 10 枚 |
| (5) ニトリル手袋 | 500 双 |
| (6) 手指消毒ジェル | 12 リットル (500ml×24 本) |

2 運営について

避難拠点においては、別紙「避難拠点における新型コロナウイルス感染症への対応について」のとおり、避難拠点運営連絡会等に協力を依頼している。医療救護所については、以下の対応を検討している。

- (1) 設営の段階から、机や椅子の間隔を一定程度あけ、ソーシャルディスタンスを確保する。
- (2) 医療職または区要員等の中から誘導員を選任し、3密を作らないよう処置室等への入室を制限する。
- (3) 定期的に換気を行う。

※医療救護所数を増やすことは、効果的かつ効率的な医療救護活動を行えると考えにくいので、検討していない。

3 その他

災害時において、来所者が新型コロナウイルス感染症に罹患しているかどうかは確認する手段がない。については、医療救護所に限らず、避難拠点に疑似症患者が来所した場合は、災害医療コーディネーターまたは災対健康部予防班に相談し、指示を仰ぐこととする。

また、疑似症患者の搬送については、民間救急事業者で対応できない場合も考えられる。その際は、東京消防庁へ救急搬送依頼へも検討する。